2026/11/6（初版）

令和8年度

第二回不動産公売広報

1.	公売方法	期間入札
2.	入札書提出先	〒311-3892　茨城県行方市麻生1561－9 行方市役所　収納対策課
3.	入札期間	令和9年1月22日(金)～令和９年1月29日(金)
4.	開札の場所	行方市情報交流センター　ホール
5.	開札の日時	令和9年2月5日(金)午前10時
6.	売却決定の日時	令和9年2月26日(金)午前10時
7.	代金納付期限	令和9年2月26日(金)午後2時

お問い合わせ先

行方市総務部収納対策課

TEL 0299－72－0811　FAX 0299－72－2664

〒311-3892　茨城県行方市麻生1561-9(行方市役所麻生庁舎)

入　札　さ　れ　る　方　へ

1．公売財産の明細は、執行機関に備え付けてある「公売公告」等をご覧ください。

2．入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿を閲覧するなどした上で、入札してください。
　土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。また、執行機関は、公売財産の引渡義務は負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退きなどは買受人自身で行っていただきます。

3．入札の手続きなどは、「公売のしおり」をご確認ください。

4．本広報に記載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。
※農地については入札の際に行方市農業委員会の発行の「買受適格証明書」の提出が必要です。買受適格証明書の申請は、令和9年１月８日締め切りです。

不動産公売（期間入札）実施日程

公売保証金納付期間	令和９年１月22日(金)から 令和９年1月29日(金)まで （期間満了までに入金の確認ができない入札は無効）
入札期間	令和９年1月22日(金)から 令和９年1月29日(金)まで　（期間内必着）
入札書提出先	〒311−3892 茨城県行方市麻生１561－９ 行方市役所　収納対策課

※入札書を持参する場合は、土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで

開札日時	令和９年２月５日(金)　午前10時00分
開札場所	行方市情報交流センター　ホール
売却決定日時	令和９年２月26日(金)　午前10時00分
買受代金納付期限	令和９年２月26日(金)　午後２時00分

追加入札の日程

入札期間	令和９年２月12日(金)から 令和９年２月19日(金)まで　（期間内必着）
開札日時	令和９年２月26日(金)　午前10時00分
開札場所	行方市役所　麻生庁舎　収納対策課内
売却決定日時	令和９年３月12日(金)　午前10時00分
買受代金納付期限	令和９年３月12日(金)　午後２時00分

不動産公売（期間入札）の流れ

公売公告

◎ 公売財産及び見積価額等を公告しますので，行方市ホームページ等で確認してください。

① 入札書等の必要書類の準備

・入札書等の様式は行方市ホームページからダウンロードできます。それ以外の入手方法を希望される方は，電話又は来庁のうえ請求してください。

公売保証金納付期間

及び

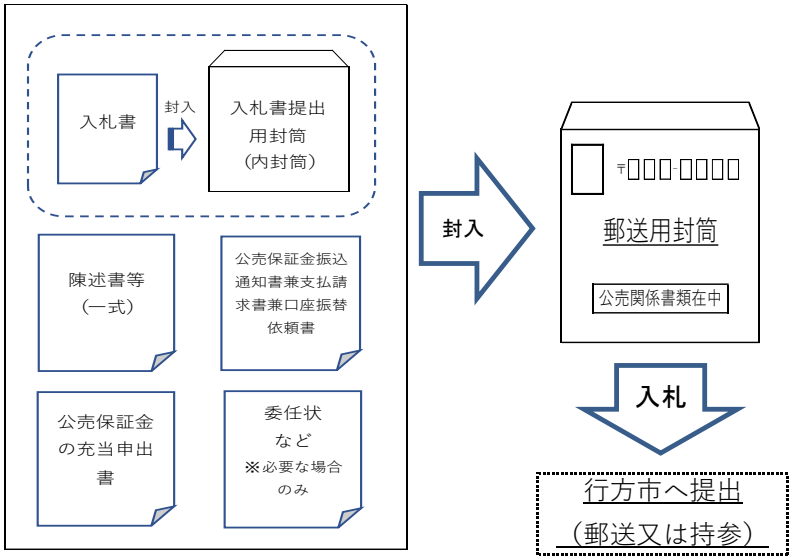
入札期間

② 公売保証金の納付

・公売保証金納付期間内に公売保証金を直接持参（現金・小切手）または指定口座への振込により納付してください。

③ 入札書等の提出

・入札期間内に行方市役所収納対策課へ提出してください。（期間内必着）



※農地については入札の際に上記の書類に加えて行方市農業委員会の発行の「買受適格証明書」の提出が必要です。買受適格証明書の申請は、令和9年1月8日締め切りです。

開　札

④ 最高価申込者等の決定

・入札者は開札に立ち会いすることができます。

・最高価申込者と次順位買受申込者には，電話にてご連絡します。

売却決定

買受代金

⑤ 売却決定・買受代金の納付

・最高価申込者に対し売却決定を行います。売却決定を受けた方は，買受代金納付期限までに買受代金を指定口座に振り込んでください。来庁による窓口納付（現金・小切手）も受け付けています。

権利移転

⑥ 権利移転手続き

・行方市が所有権移転手続きを行います。

・提出いただく必要書類（所有権移転登記請求書等）については，別途ご連絡します。

公売のしおり（期間入札）

第１　公売参加資格

「公売」は、差押えた財産を入札によって売却し、滞納税に充てる制度で、原則としてどなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者は、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限されます。

（１）公売会場への入場、入札等を制限されている者及び当該公売処分に係る市税・保険料の滞納者（国税徴収法第９２条、同法第１０８条）

（２）国税徴収法第９９条の２に規定する暴力団員等又は自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者が暴力団員等であるとき（国税徴収法第９９条の２、行方市暴力団排除条例第７条）

※入札の際、国税徴収法第９９条の２に基づき、暴力団関係者等でないことの陳述書を提出していただきます。

第２　公売保証金の納付

公売保証金の納付を必要とする公売財産については、「入札書」の提出前に公売保証金の納付をしなければなりません。以下のいずれかの方法で、売却区分ごとに定められた公売保証金を納付してください。（必ず公売保証金納付期間内に納付してください。）

（１）窓口持参による方法

①現金若しくは銀行振出しの小切手を行方市担当課まで直接持参して納付してください。

②「公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書」の太い枠内を記載してください。

（２）銀行振込による方法

①行方市が指定した振込口座に振り込む方法により納付してください。振込先については、別途ご連絡いたしますので、行方市担当課へご連絡ください。

②振込は、売却区分ごとに「電信」扱いで振り込み、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に、売却区分番号を必ず記載してください。

【例】　「３－１　行方太郎」

③公売保証金納付期間内に振込口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。なお、振込手数料は、振込者（入札者）の負担となります。

④「公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書」の太い枠内を記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受取書（原本）」を貼付してください。

なお、インターネットバンキングを利用した場合は、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等が確認できる画面を印刷して貼付してください。

第３　陳述書の作成

（１）公売財産が不動産である場合には、①入札をしようとされる方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団関係者等に該当しない旨、②自己の計算において入札をさせようとされる方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団関係者等に該当しない旨の陳述書の提出が必要となります。

（２）法人の場合は、「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を陳述書と併せて提出してください。

（３）①入札をしようとされる方又は②自己の計算において入札をさせようとされる方が次のいずれかに該当する場合は、陳述書と併せて指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを提出してください。

・宅地建物取引業（宅地建物取引業法第３条第１項の免許）

・債権管理回収業（債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可）

（４）「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

第４　入札書の作成

入札書は、入札者の住所及び氏名、売却区分番号、入札価額、その他必要な事項について記載の上、次の事項に留意して提出してください。

（１）公売財産は、「売却区分番号」で整理されていますので、入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

（２）入札書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地・名称を記載してください。

なお、入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

（３）一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

（４）同一人が、同一の売却区分番号の物件について、２枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。
（５）共同して入札する場合は、専用の「共同入札書」により提出してください。
（６）代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。
（７）入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。封筒には、必ず売却区分番号及び開札日時を記載してください。
（８）入札書提出用封筒に封入する入札書は、１枚に限ります。複数の売却区分について入札する場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒が必要となります。入札書提出用封筒には、入札書以外の書類を封入しないでください。

第５　入札書の提出方法

（１）入札書の提出は、次に掲げる書類を郵送用封筒に封入して郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便若しくはレターパック）又は行方市担当課まで直接持参してください。入札書は入札期間内必着です。入札期間を経過した後に到着した入札書は無効となります。
① 入札書提出用封筒（入札書（共同入札の場合は共同入札書）を封入したもの）
② 陳述書（「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」及び「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」は必要な場合に限る）
③ 公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書（公売保証金の納付が必要な場合）
④ 公売保証金の充当申出書（公売保証金の納付が必要な場合）
⑤ 委任状（代理人が入札する場合）
⑥ 買受適格証明書（必要な場合）
⑦ 共同入札代表者の届出書（共同入札の場合）
（２）入札書提出用封筒受領書等の送付
入札期間終了後、入札書提出用封筒受領証等を送付します。
なお、入札書等の受領に関する電話での問い合わせには応じておりません。

第６　開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日（時間）及び場所において入札者の面前で行います。
ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

第７　最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

最高価申込者が開札の場所にいないときは、決定内容について電話等により連絡します。

第８　次順位買受申込者の決定

（１）　最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、入札書にて、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

※入札書の次順位買受申込欄に申込の有無を記載してください。

なお、次順位買受申込者が２名以上あるときは、くじで決定します。

次順位買受申込者が開札の場所にいないときは、決定内容について電話等により連絡します。

（２）次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

第９ 追加入札

開札の結果、最高の価額の入札者が２名以上いる場合には、後日その入札者間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

（１）追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

（２）追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後２年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

第１０　公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に「公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記載された口座に振り込む方法により返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。公売保証金の返還は、４週間程度かかる場合があります。

第１１　売却決定

（１）売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第１１３条第２項各号に掲げる日に行います。

（２）売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等を取消します。

①　買受代金の納付前に、公売財産に係る滞納市税・保険料等の完納の事実が証明されたとき

②　買受代金をその納付期限までに納付しないとき

③　国税徴収法第１０８条第２項の規定が適用されたとき（公売実施の適正化のための措置。例えば、公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者及び故意に公売財産を損傷した者により入札等が行われた場合）

（３）買受申込等の取消し

売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、その停止されている間は、入札又は買受申込み等を取消すことができます。

（４）売却決定期日の延長

国税徴収法第１０６条の２の規定により調査の嘱託をした場合であって、公売公告に記載された売却決定の日までに、その結果が明らかでないときは、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。

第１２　買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後に公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を行方市が指定した銀行預金口座に振り込む方法又は現金若しくは銀行振出しの小切手を行方市担当課へ直接持参する方法で納付してください。

第１３　公売財産の権利移転

（１）権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに、公売財産の権利を取得します。

ただし、農地法等の手続きが必要なものについては、農業委員会等の許可があったときに権利を取得することになります。

なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

（２）公売財産の引渡し方法

公売財産が不動産の場合には、行方市は引渡しの義務を負いません。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

（３）権利移転手続き

買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに所有権移転登記請求書及びその他必要書類を、行方市あて提出してください。

なお、公売財産が農地法の許可（届け出）が必要な場合は、農業委員会等が発行する権利移転の許可書等が必要です。

（４）権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

第１４　公売保証金の帰属

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税等に充て、なお残余がある場合には、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第１０８条第２項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は行方市に帰属します。

第１５　罰則

国税徴収法第９９条の２（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により、陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処せられます。（国税徴収法第１８９条）

記載例

郵送用封筒

1　「郵送用封筒」は、入札書提出用封筒、その他の提出書類を郵送するときに使用してください。
2　郵送方法については、入札者が「書留、簡易書留、特定記録郵便若しくはレターパック」から選択してください。
3　封筒は入札者が用意したものを使用してください。

【おもて】

〒３１１－３８９２

茨城県行方市麻生１５６１－９

行方市役所収納対策課　行

特定記録　簡易書留　一般書留

公売関係書類在中

※封をする前に必要書類をもう一度ご確認ください。

【うら】

提出していただくもの			整理欄
	確認	書類名	
共通	☑	入札書 （入札書提出用封筒（内封筒）に封入）	
共通	☑	陳述書一式	
共通	☑	公売保証金振込通知書兼支払請求書兼 口座振替依頼書	
共通	☑	公売保証金の充当申出書 （公売保証金の納付が必要な場合）	
代理	☐	委任状 （代理人が入札する場合）	
農地	☐	買受適格証明書 （公売財産が農地の場合）	
共同	☐	共同入札代表者の届出書 （共同で入札する場合）	

【差出人】

（住所）〒　３１１－３８３２
行方市麻生１５６１番地９

（氏名又は名称）
行方　太郎

連絡先　TEL　０２９９－００－０００

現金・小切手の同封厳禁

記載例

入札書提出用封筒

太枠内を記入のうえ、外側の実線を切り取ってください。

入札書提出用封筒受領書（No.　　）

売却区分番号	○－○
開札日時	令和○年○○月○○日 午前○○時○○分

受付印

この部分の裏面は糊付けしないでください。

折り線

受付印

（No.　　）

売却区分番号	○－○
開札日時	令和○年○○月○○日 午前○○時○○分

入　札　書　在　中

開封厳禁

注意事項

1　この封筒には、入札書以外入れないでください。

2 入札書は封筒１通につき、１枚を入れてください。

3 公売保証金の納付が必要な場合は、公売保証金を納付した後に入札書を提出してください。

この部分の裏面に糊付けして、適宜の封筒に貼り付けしてください。

なお、貼付した封筒は、必ず封をして提出してください。

≪ 入　札　書　記　載　例 ≫

（売却決定決議）

（最高価申込者の決定決議）

入　　札　　書

令和○○年○○月○○日

行　方　市　長　　殿

※　住所（又は所在地）は、市・郡から記載してください。（茨城県以外の場合には、都道府県から）

入札者	住所又は所在地	〒311－3832 行方市麻生1561番地9	
	ふりがな	なめがた　たろう	連絡先
	氏名又は名称	行方　太郎	（電話）029-000-0000 （携帯）090-0000-0000
代理人	住所（役職名）	〒	
	氏名	代理人が入札する場合は、代理人の住所・氏名を記載してください。　※委任状が必要です。	

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号
1 — 2

入札価額										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	2	3	0	0	0	0

次順位買受申込を　（　する　・　しない　）

（注意事項）

1　入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2　字体は鮮明にし、黒又は青のインク又はボールペンで書いてください。
3　複数の者が共同して入札する場合には、別の用紙がありますので請求してください。
4　代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5　個人の場合は住民登録上の住所・氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在・名称（代表者名）を記載してください。
6　入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
7　訂正した入札書は無効です。書き損じたときは、新しい用紙を請求してください。
8　架空の名義又は他人の名義での入札は無効となります。
9　提出された入札書の引き換え、変更、取消はできません。また、二重に提出された入札書はどちらも無効となります。
10　次順位買受申込について記載してください。記入がない場合は、申込なしとして取扱います。

受付番号：

記載例

【様式①】

暴力団関係者等ではないことの
陳　述　書　（個人用/法人用）

茨城県行方市長　殿

※内容を確認し，□にチェックを入れてください。

☑　私は，暴力団員等ではありません。（個人の場合）

□　当法人は，暴力団員等が役員である法人ではありません。（法人の場合）

※「暴力団員等」とは，「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☑　私（当法人）は，暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において，入札等をする者ではありません。

※該当する場合は，□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において私（当法人）に入札等をさせようとする者は，陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は，暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

陳述書作成日	令和　△ 年　△ 月　△ 日

☑ 個人	住　所	〒 〇〇〇－□□□□ 行方市■■〇〇番地◇ 電話番号　（　　）		**個人の場合**
	フリガナ	ナメガ タイチロウ		
	氏　名	行方　一郎		
	生年月日	□ 大正 □ 平成 ☑ 昭和 □ 令和　〇〇年　〇 月　〇 日	性別	☑ 男性 □ 女性
□ 法人	法人所在地	〒　　－ 電話番号　（　　）		**法人の場合**
	フリガナ			
	法人名称			
	フリガナ			
	代表者 氏　名			
	役　員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】　**ご確認ください**

1　字体は鮮明に，インク又はボールペンで書いてください。

2　法人の場合は，陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を併せて提出してください。

3　字体は鮮明に，インク又はボールペンで書いてください。

4　共同で入札等を行う場合は，入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

5　提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

6　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には，その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

7　自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は，陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

8　虚偽の陳述をした場合，6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

【陳述書(法人用)別紙】

記載例

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

法人名 行方株式会社

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒〇〇〇－□□□□ 行方市麻生１５６１－９		
	フリガナ	ナメガタ イチロウ	役職名	代表取締役
	氏　名	行方　一郎		
	生年月日	□大正 □平成 ☑昭和 □令和 〇〇年 〇月 〇日	性別	☑男性 □女性
2	住　所	〒□□□－△△△△ 行方市玉造甲４０４		
	フリガナ	シゼイ ジロウ	役職名	取締役
	氏　名	市税　次郎		
	生年月日	□大正 ☑平成 □昭和 □令和 □年 □月 □日	性別	☑男性 □女性
3	住　所	〒〇〇〇－□□□□ 水戸市笠原町９７８－６		
	フリガナ	イバラキ ハナコ	役職名	監査役
	氏　名	茨城　花子		
	生年月日	□大正 □平成 ☑昭和 □令和 〇〇年 〇月 〇日	性別	□男性 ☑女性
4	住　所	〒　－		
	フリガナ		役職名	
	氏　名			
	生年月日	□大正 □平成 □昭和 □令和 年 月 日	性別	□男性 □女性
5	住　所	〒　－		
	フリガナ		役職名	
	氏　名			
	生年月日	□大正 □平成 □昭和 □令和 年 月 日	性別	□男性 □女性

【注意事項】

ご確認ください

1　入札者(買受申込者)が法人の場合は，本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は，入札等が無効となりますので正確に記載してください。

2　字体は鮮明に，インク又はボールペンで書いてください。

3　役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は，本用紙を複数枚用いてください。

4　提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

記載例

公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書

行方市長　　殿

記入日：　令和〇年〇〇月〇〇日

下記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、公売保証金を納付しましたので通知します。

入札者	住所（所在地）	行方市麻生１５６１番地９
	フリガナ	ﾅﾒｶﾞﾀ　ﾀﾛｳ
	氏名（名称）	行方　太郎　←①（注）①、②、③は同一でなければなりません。
	電話番号	（電話）029-000-0000 （携帯）090-0000-0000
公　売 保証金	売却区分番号	第　〇－〇　号
	公売保証金額	金　１２３，０００円

返還理由が生じた際は，上記公売保証金額を返還願います。

なお，返還の際は，以下の口座へ振り込んでください。

公売保証金 返還請求者	住　所 （所在地）	行方市麻生１５６１番地９		
	フリガナ	ﾅﾒｶﾞﾀ　ﾀﾛｳ		
	氏　名 （名称）	行方　太郎　←② 行方		
振込先	金融機関名 （郵便局を除く。）	〇〇〇 銀行・信用金庫 信用組合・農協		〇〇〇　支店
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇
口座名義人	フリガナ	ﾅﾒｶﾞﾀ　ﾀﾛｳ		
	氏　名 （名称）	行方　太郎　←③		

※入札者は、太枠内を必ず記載してください。

振込金受取書の原本を貼り付ける。

金融機関の証明書（振込金受取書）の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた**「振込金受取書」の原本を**、この枠内に貼り付けて提出してください。
なお、振込みにあたっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

1 公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書は、入札を行う売却区分番号ごとにそれぞれ作成してください。
2 公売保証金振込者は公売の入札者でなければなりません。公売保証金振込者と入札者が異なる場合は入札無効となります。
3 公売保証金は、公売公告に定める期限までに、指定の金融機関の口座に電信扱いで振り込みしてください。
公売公告に定める期限までに入金が確認できない場合は、入札できません。なお、振込手数料は入札者の負担となります。
4 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書欄に記載された金融機関口座に振込により返還します。
公売保証金は入札者に返還しますので、公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないよう記載してください。

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

行方市長　　殿

（請求人）

住所又は所在地

行方市麻生1561番地9

氏名又は名称

行方　太郎

公売保証金の充当申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私（請求人）に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

入札を行う公売財産の売却区分番号
〇 － 〇〇

（注） 公売保証金の充当申出書は。入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

記載例

委　　任　　状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

行方市長　殿

（委任者）住　所

氏　名　　印

電　話

個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は商業登記簿上の住所を記載してください。

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

（受任者）住　所

氏　名

電　話

本人（委任者）に変わり、公売手続きを行う代理人の住所・氏名等を記入してください。
※法人で入札する場合、代表権限を有しない社員等が公売手続きを行う場合、その者に対する委任状を作成し提出してください。

委任事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日公売に関する

1　公売保証金の納付の権限

2　入札書の提出の権限

3　公売保証金の返還にかかる受領の権限

4　上記1～3に附帯する一切の権限

公 売 財 産 一 覧 表

売却区分 番　号	見 積 価 額 公 売 保 証 金	財 産 種 別		買受適格 証 明 書	頁
26-7	620,000円 70,000円	畑	行方市小貫2813番1	要	18
26-8	180,000円 要しない	田	行方市玉造字又苅甲782番	要	21
26-9	190,000円 要しない	田	行方市玉造字川合甲1737番1	要	24
26-10	190,000円 要しない	田	行方市玉造字権現甲5469番	要	27

売却区分番号	26-7	公売保証金納付期間及び入札期間	令和９年1月22日から令和９年1月29日まで
見積価額	620,000円	公売保証金	70,000円

財　産　の　表　示

（物件１）　所　　在　　茨城県行方市小貫
　　地　　番　　2813番1
　　地　　目　　畑
　　地　　積　　3,183㎡

以上登記簿による表示

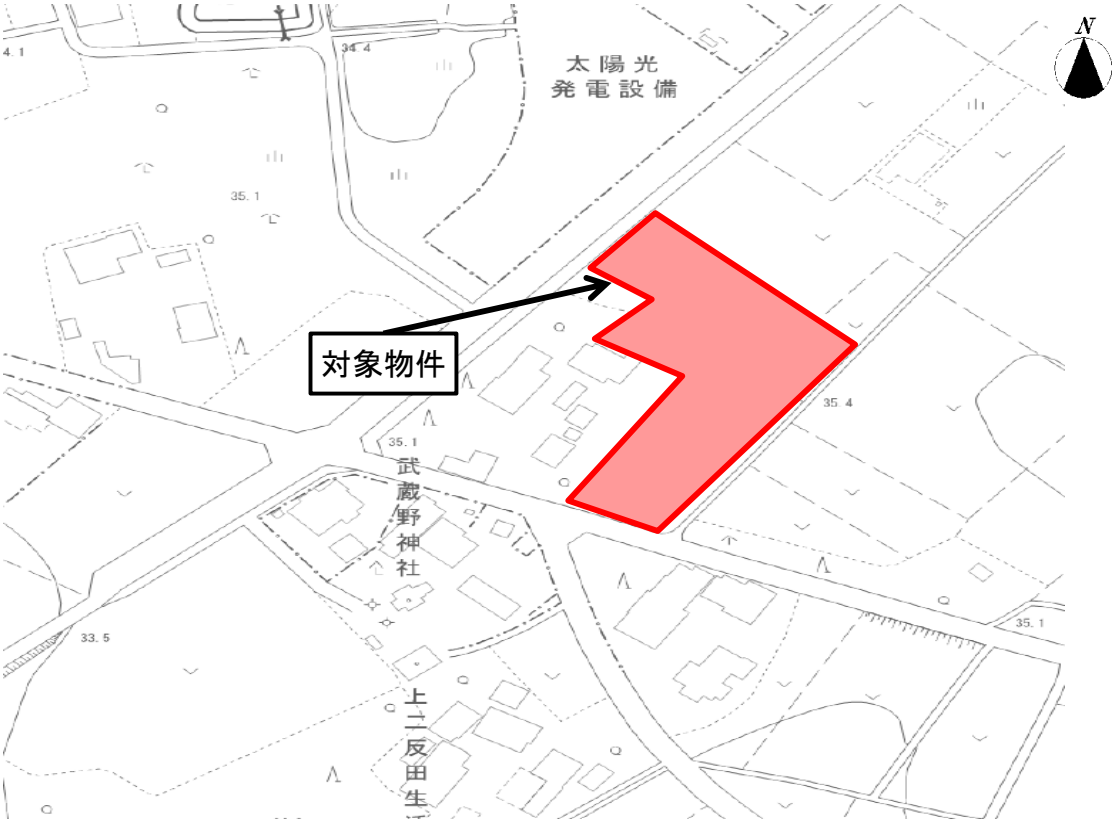
物件の位置	行方市役所玉造庁舎の北東方約5.0ｋｍ（道路距離） JAなめがたしおさい農業協同組合玉造支店の北東方約5.7ｋｍ（道路距離）	
公法上の規制	非線引都市計画区域（建ぺい率６０％　容積率２００％） 農業振興地域内　農用地区域内	
接道状況	北西側で幅員約１２ｍの舗装市道に約0.3m高く、接している。 南東側で幅員約2.3mの未舗装市道に等高に接している。	
物件の概況	地　　勢	概ね平坦
	画地条件	間口　約２３ｍ　　奥行　約６３ｍ（北西側市道に対して）
	形　　状	不整形地
使用状況等	畑として利用されているが、一部に立木及び雑草が存する。	
特記事項	１.農地につき行方市農業委員会の「買受適格証明書」の提出が必要です。 なお、買受適格証明書の申請は、令和９年１月８日締め切りです。 （問い合わせ先　行方市農業委員会　電話０２９１－３５－２１１１）	

［注意事項］　公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

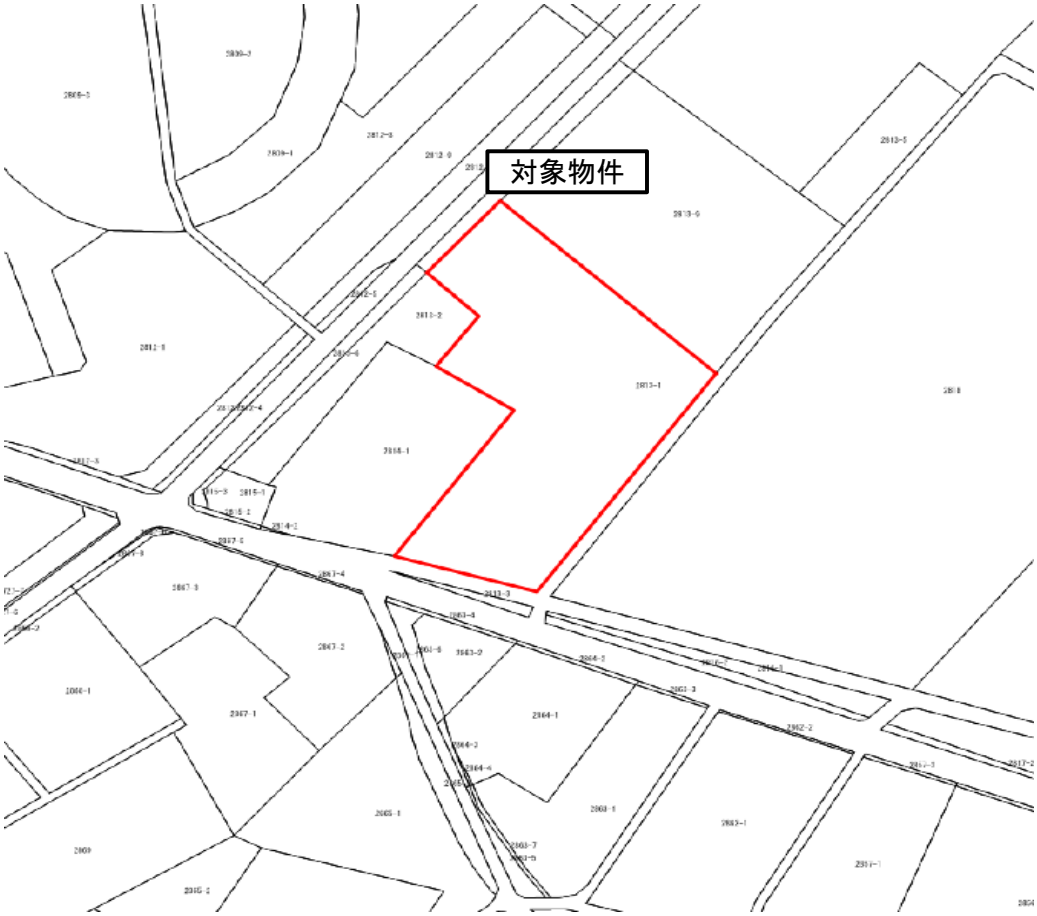
1　公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめ現況等を確認してください。
2　境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議して下さい。
3　公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても執行機関（市）は担保責任を負いません。
4　執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負いません。すべて買受人の責任において行うことになります。
5　土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。

売却区分番号	26-7	

所 在 図



見 取 図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

航空写真（対象物件周辺）

売却区分番号	26-7



※枠は目安です。境界等を特定するものではありません。

現地写真





売却区分番号	26-8	公売保証金納付期間及び入札期間	令和９年1月22日から令和９年1月29日まで
見積価額	180,000円	公売保証金	要しない

財　産　の　表　示

（物件１）　所　　在　　茨城県行方市玉造字又苅
　　地　　番　　甲７８２番
　　地　　目　　田
　　地　　積　　８７２㎡

以上登記簿による表示

物件の位置	行方市役所玉造庁舎の南方約１．１ｋｍ（道路距離） JAなめがたしおさい農業協同組合玉造支店の南方約８００ｍ（道路距離）	
公法上の規制	非線引都市計画区域　用途指定無し（建ぺい率６０％　容積率２００%） 農業振興地域内　農用地区域内	
接道状況	北側で幅員約５ｍの舗装市道に約０．５m低く、水路を介して接している。	
物件の概況	地　　勢	概ね平坦
	画地条件	間口　約９ｍ　　奥行　約９８ｍ（北側市道に対して）
	形　　状	長方形
使用状況等	田として利用されています。	
特記事項	１.農地につき行方市農業委員会の「買受適格証明書」の提出が必要です。 なお、買受適格証明書の申請は、令和９年１月８日締め切りです。 （問い合わせ先　行方市農業委員会　電話０２９１－３５－２１１１） ２.公売財産は行方北部土地改良区内にあるため、買受人には法定の賦課金等の納入義務が課されます。土地改良区賦課金は年額１０，０２８円です。 （問い合わせ先：行方北部土地改良区　電話０２９９－５５－１４７５）	

［注意事項］　公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

1　公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめ現況等を確認してください。
2　境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議して下さい。
3　公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても執行機関（市）は担保責任を負いません。
4　執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負いません。すべて買受人の責任において行うことになります。
5　土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。

売却区分番号	26-8	

所 在 図



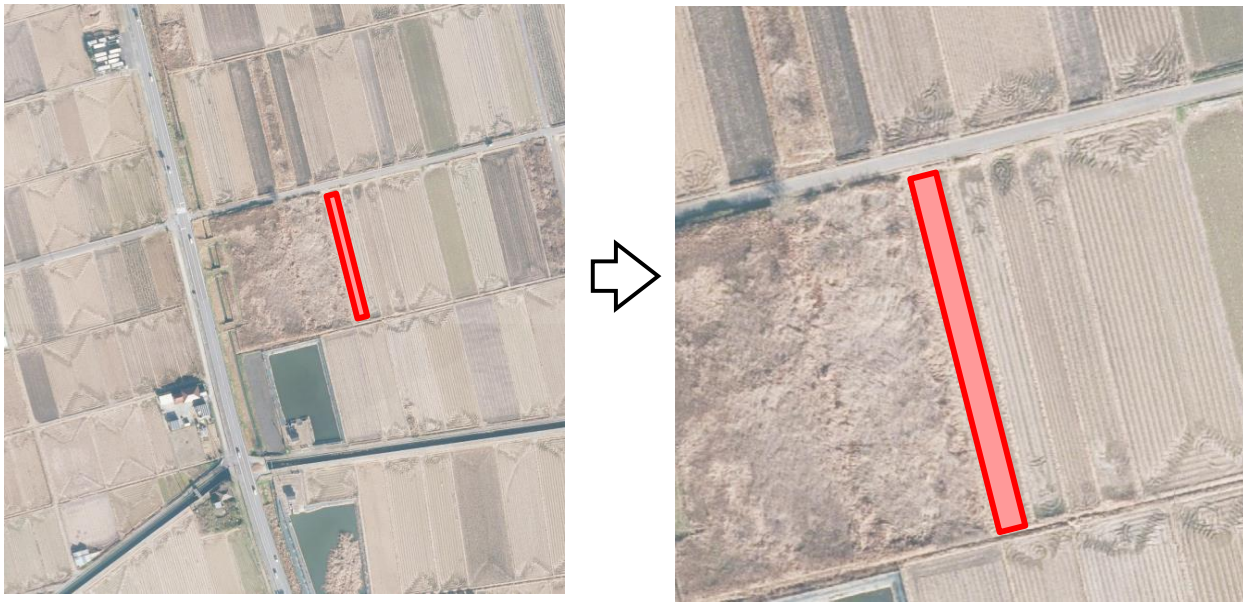
見 取 図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

航空写真（対象物件周辺）

売却区分番号	26-8



※枠は目安です。境界等を特定するものではありません。

現地写真





売却区分番号	26-9	公売保証金納付期間及び入札期間	令和９年1月22日から令和９年1月29日まで
見積価額	190,000円	公売保証金	要しない

財　産　の　表　示

（物件１）　所　　在　　茨城県行方市玉造字川合
　　地　　番　　甲１７３７番1
　　地　　目　　田
　　地　　積　　９５３㎡

以上登記簿による表示

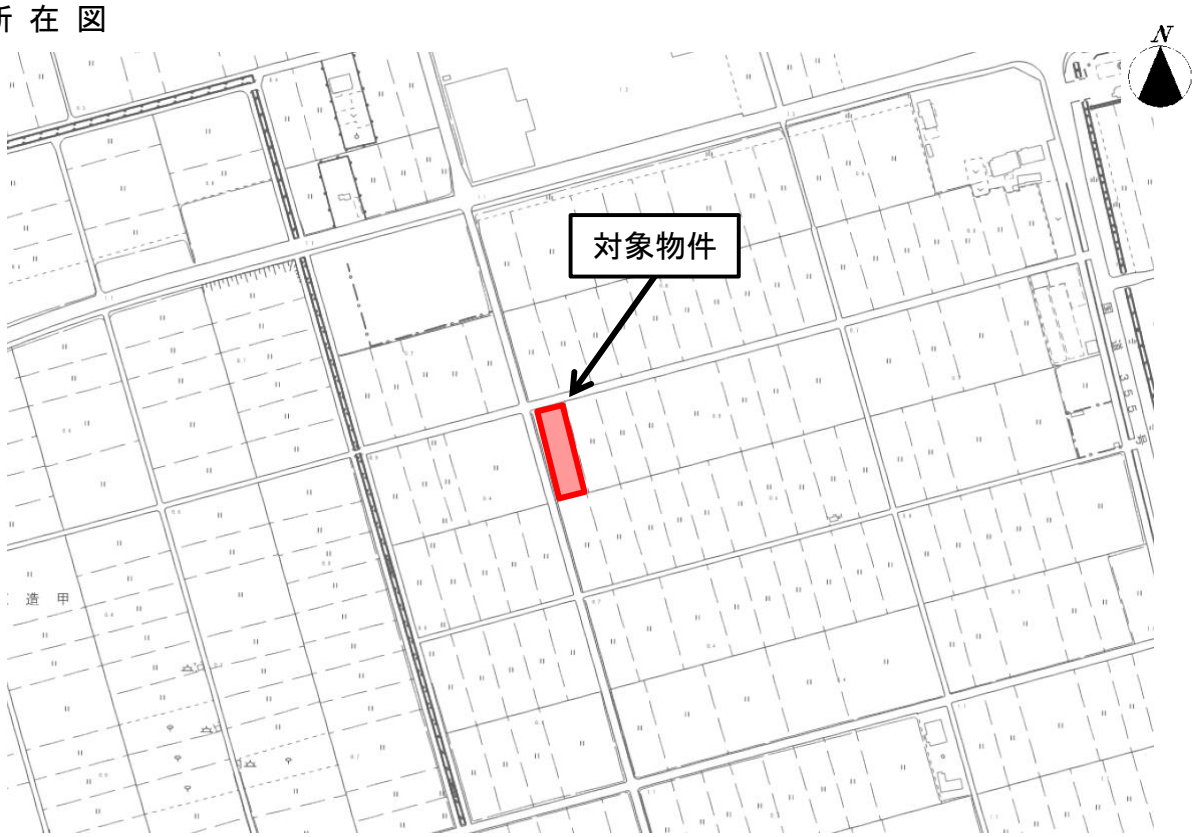
物件の位置	行方市役所玉造庁舎の南西方約１．１ｋｍ（道路距離） JAなめがたしおさい農業協同組合玉造支店の南方約７５０ｍ（道路距離）	
公法上の規制	非線引都市計画区域（建ぺい率６０％　容積率２００%） 農振地域内、農用地区域内	
接道状況	北側で幅員約３．５ｍの舗装市道に約０．３ｍ低く接している。 西側で幅員約３．８ｍの舗装市道に約０．３ｍ低く、水路を介して接している。	
物件の概況	地　　勢	概ね平坦
	画地条件	間口　約１８ｍ　　奥行　約５３ｍ（北側市道に対して）
	形　　状	長方形
使用状況等	田として利用されています。	
特記事項	１.農地につき行方市農業委員会の「買受適格証明書」の提出が必要です。 なお、買受適格証明書の申請は、令和９年１月８日締め切りです。 （問い合わせ先　行方市農業委員会　電話０２９１－３５－２１１１） ２.公売財産は行方北部土地改良区内にあるため、買受人には法定の賦課金等の納入義務が課されます。土地改良区賦課金は年額７，６２４円です。 （問い合わせ先：玉造町土地改良区　電話０２９９－５５－１４７５）	

［注意事項］　公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

1　公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめ現況等を確認してください。
2　境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議して下さい。
3　公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても執行機関（市）は担保責任を負いません。
4　執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負いません。すべて買受人の責任において行うことになります。
5　土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。

売却区分番号	26-9	

所 在 図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を加工して作成しています。

見 取 図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

航空写真（対象物件周辺）

売却区分番号	26-9



※枠は目安です。境界等を特定するものではありません。

現地写真





売却区分番号	26-10	公売保証金納付期間及び入札期間	令和９年1月22日から令和９年1月29日まで
見積価額	190,000円	公売保証金	要しない

財　産　の　表　示

（物件１）　所　　在　　茨城県行方市玉造字権現
　　地　　番　　甲５４６９番
　　地　　目　　田
　　地　　積　　９８７㎡

以上登記簿による表示

物件の位置	行方市役所玉造庁舎の南方約１．８ｋｍ（道路距離） JAなめがたしおさい農業協同組合玉造支店の南方約１．２ｋｍ（道路距離）	
公法上の規制	非線引都市計画区域（建ぺい率６０％　容積率２００%） 農振地域内、農用地区域内	
接道状況	南側で幅員約２．２ｍの未舗装市道に約０．３ｍ低く接している。 東側で幅員約２．２ｍの未舗装市道に約０．５ｍ低く、水路を介して接している。	
物件の概況	地　　勢	概ね平坦
	画地条件	間口　約１８ｍ　　奥行　約５４ｍ（南側市道に対して）
	形　　状	長方形
使用状況等	田として利用されています。	
特記事項	１.農地につき行方市農業委員会の「買受適格証明書」の提出が必要です。 なお、買受適格証明書の申請は、令和９年１月８日締め切りです。 （問い合わせ先　行方市農業委員会　電話０２９１－３５－２１１１）　２. 公売財産は行方北部土地改良区内にあるため、買受人には法定の賦課金等の納入義務が課されます。土地改良区賦課金は年額７，８９６円です。 （問い合わせ先：玉造町土地改良区　電話０２９９－５５－１４７５）	

［注意事項］　公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

1　公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめ現況等を確認してください。
2　境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議して下さい。
3　公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても執行機関（市）は担保責任を負いません。
4　執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負いません。すべて買受人の責任において行うことになります。
5　土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。

売却区分番号	26-10	

所 在 図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を加工して作成しています。

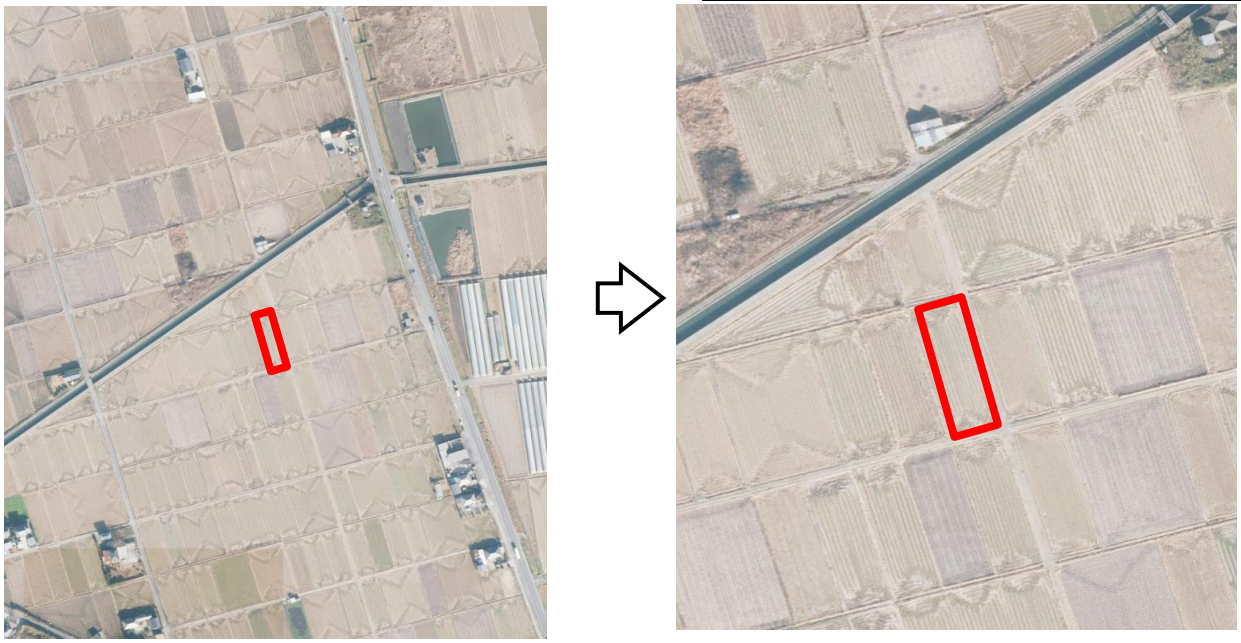
見 取 図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

航空写真（対象物件周辺）

売却区分番号	26-10



※枠は目安です。境界等を特定するものではありません。 航空写真上の建物は現在取り壊されています。

現地写真



